

多賀城市監査委員告示第24号

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和3年12月27日

多賀城市監査委員 佐伯 光時

多賀城市監査委員 板橋 恵一

記

1 監査の対象及び実施日

| 対象団体 | 監査の範囲 | 監査実施日 |
|----------------------|--|---------------|
| 大代地区コミュニティ推進協議会 | 令和2年度分多賀城市大代地区公民館の指定管理業務 | 令和3年11月30日(火) |
| 公益社団法人多賀城市シルバー人材センター | ・令和2年度分多賀城市シルバーワークプラザの指定管理業務 ・令和2年度公益社団法人多賀城市シルバー人材センター運営費及び事業費補助金に係る事務 | 令和3年12月3日(金) |

2 監査の着眼点

(1) 公の施設の指定管理に係る監査

令和2年度分の指定管理施設の効率的な運営及び安全管理並びに出納関係事務が、法令及び市との協定に基づき適正に執行されているかどうかを主眼として監査を実施した。

(2) 補助金交付団体に係る監査

補助の対象となっている事業が交付目的に沿って適正かつ効果的に行われているか並びに補助金に係る出納その他の事務が適正に執行されているかどうかを主眼として監査を実施した。

3 監査の結果 別紙のとおり

令和3年11月、12月実施 公の施設の指定管理に係る監査及び補助金交付団体
監査結果

| | |
|-----------|---|
| 対 象 | 大代地区コミュニティ推進協議会 |
| 監 査 の 範 囲 | 令和2年度分多賀城市大代地区公民館の指定管理業務 |
| 実 施 日 | 令和3年11月30日（火） |
| 1 特別指摘事項 | なし |
| 2 指摘事項 | なし |
| 3 指導事項 | <p>(1) 決算剰余金について ア 決算剰余金の処分について、実績報告書等に明記されていなかった。 イ 決算剰余金等の処分に係る台帳及びそれに関する伝票処理がされていなかった。</p> <p>(2) 繰越金について 繰越金として運用されているものが、繰越金として収支に計上されていなかった。</p> <p>(3) 文書処理について 委託業務の完了に係る文書について、その検収の日が翌年度の日付で処理されていた。</p> <p>(4) 決裁について 起案文書について、決裁が未了のものがあった。</p> <p>(5) 変更協定書の記載について 基本協定に係る変更協定書の記載に誤りがあった。</p> |

令和3年11月、12月実施 公の施設の指定管理に係る監査及び補助金交付団体
監査結果

| | |
|-----------|----------------------------|
| 対 象 | 公益社団法人多賀城市シルバー人材センター |
| 監 査 の 範 囲 | 令和2年度多賀城市シルバーワークプラザの指定管理業務 |
| 実 施 日 | 令和3年12月3日（金） |
| 1 特別指摘事項 | なし |
| 2 指摘事項 | なし |
| 3 指導事項 | なし |

| | |
|-----------|--|
| 対 象 | 公益社団法人多賀城市シルバー人材センター |
| 監 査 の 範 囲 | 令和2年度公益社団法人多賀城市シルバー人材センター運営 費及び事業費補助金 |
| 実 施 日 | 令和3年12月3日（金） |
| 1 特別指摘事項 | なし |
| 2 指摘事項 | なし |
| 3 指導事項 | なし |